

仕 様 書

1. 売買品目 古紙類（新聞、雑誌）
2. 引渡場所 輪島クリーンセンター宅田分場（輪島市宅田町 22 字 18 番地）
3. 売払品について
古紙類：市内のごみ収集場所から回収し、保管場所に搬入、荷下ろししたもの
（ごみの出し方ガイド参照）

4. 予定数量

品 名	単 位	予 定 数 量	備 考
新聞	k g	1 5 8, 0 0 0	概ね 1 か月に 8 回の引渡し (1 車当たり 4t 程度)
雑誌	k g	1 4 5, 0 0 0	概ね 1 か月に 8 回の引渡し (1 車当たり 3t 程度)

※予定数量は、過年度の実績に基づく契約期間の予定数量であり、実際とは差異が出ることもある。

5. 単価

- (1) 予定数量に基づく売払価格（総額）により買主を決定し、契約は、品目ごとの単価契約とする。
- (2) 契約は、10kg 当たりの単価契約とする。
- (3) 単価は、税抜買取単価（積み込み、運搬等の経費を含む。）とする。
- (4) 回収した古紙の中には、不純物が含まれている場合があるが、売払価格については、不純物込みの重量となるので、価格算定の際は十分考慮すること。

6. 引渡期間 契約日から令和 6 年 9 月 3 0 日

7. 引渡方法

- (1) 集積量が一定量に達した際、協議のうえ決定した日時に引き渡すものとする。
- (2) 運搬に際しては、荷崩れなどを起こさないよう細心の注意を払って積み込み、運搬を行うこと。
- (3) パレットや容器等が必要な場合は用意すること。

8. その他

- (1) 輪島クリーンセンター宅田分場の業務に支障をきたさないように積み込み、運搬を行うこと。
- (2) 作業の従事については、良好な態度を旨とし、施設利用者等に不快感を与えないこと。
- (3) 引渡し回数は、予定数量による概ねの回数であり、実際と差異が出た場合においても対応すること。

担当課 市民生活部 環境対策課
〒928-8525 輪島市二ツ屋町 2 字 2 9 番地
Tel 0768-23-1853 Fax 0768-23-1153